

会議録要旨

会 議 名	恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会（部会C） 第2回作業部会
日時・場所	平成24年7月18日（水）市役所2階202会議室
会議参加者	部会員 雪下委員、泉谷委員、相坂委員、藤本委員、石垣委員 事務局 吉田次長、広中主査 傍聴者 1名

○開会（司会：吉田次長）	
それでは、部会を始めたいと思います。はじめに、事務局から資料の説明をお願いします。	
（事務局） 本日は資料を2種類用意しています。A4横長のものは、意見交換で出た意見を要約してまとめたものです。もうひとつは、前回までの意見を基に、議論のベースとなるたたき台を用意しました。である調とですます調の2種類記載しましたが、大きな違いはないようです。である調で「者」としている部分は、ですます調では「人」とした方がおさまりが良いようです。	
（司会） それでは最初に「市民」について、定義から意見をいただきたいと思います。 「市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体」という点についてはどうでしょうか。	
（委員） 確認ですが、前回「市内で活動する」団体に個人も加えるということでしたか。	
（委員） 個人をあえて除外する必要はないということで含めるという結論でした。この定義の部分については、これで良いと思います。	
（委員） 私もこれで良いと思います。	
（委員） ですます調とである調については、ここでは議論しなくていいですか。	
（委員） 事務局で、ですます調とである調と両方記載していただけてますが、両方載せる必要はないと思います。私は、ですます調が良いと考えていて、である調というのは、ひとつの団体や組織の中で用いる文体で、この条例は、不特定多数の市民が様々な角度から見るものなので、市民の目線ということも考え、ですます調にしてほしいと希望します。	
（委員） この結論はいつ頃までに決めますか。	
（事務局） 現在のところは、先延ばしにしたという状況で、具体的には決まっていません。	
（委員） 委員会の中でも意見が分かれていたので、なかなか決まりづらいかもかもしれません。	
（事務局） 条例案を議会に上程する市長の意向は、市民委員会の議論に委ねるというものでした。	

(委員) 一般に、組織で用いている文体がである調なので、組織の中の人にはそれに馴染んでいると思いますが、一般の市民の目線で見ると、命令口調のような印象を受けるため、ですます調で書いてほしいと考えています。

(委員) である調は「者」とし、ですます調は「人」と使っていますが、である調で「人」と使うのはおかしいのでしょうか。また、反対にですます調で「者」と用いるのはおかしいでしょうか。

(事務局) どちらを使っても良いのですが、法令上自然人を表すときには「者」と用いることから「者」が基本で、ですます調で書いてある条例の多くが「人」と用いているので、馴染むと考えたところです。

(委員) ニュアンスとしては「人」の方が柔らかい印象があるので、ですます調には「人」とした方が良いと思います。

(委員) 私も、使い分けする言葉があっても良いと思います。

(委員) 「者」というと堅苦しい感じがするほか、上から目線で言われているような印象を持ちます。

(委員) 文体の話は委員会で議論することになっていますので、定義についてはこのとおりで良いと思います。

(委員) 私もこれでいいと思います。

(司会) それでは文体については市民委員会で議論することとし、定義についてはこれで良いということよろしいですか。

一同賛成

(委員) 文体も早めに決めた方が良いと思います。

(委員) 事務局のたたき台も、どちらか一方の記載で構わないです。いずれにしても書きぶりは大きくは変わりません。

(司会) それでは、市民の権利・責務についてお願いします。

(事務局) ポイントのところにも記載させていただきましたが、前回の部会で、権利と義務は表裏一体というご意見があり、例えば三笠市のように、権利として書いたことを、言い方を変えて義務にも書くということになるのであれば、書き方を工夫して一緒に書けないかという立場でたたき台を作っております。また、権利や責務という言葉避け、役割と責任という言葉を用いてみました。座りが悪いような感じもありますので、皆さんで書き直してってください。

今まで出てきた意見の中でのキーワードはA4横長の資料にまとめてありますので、ご覧いただければと思います。

※たたき台
(市民の役割と責任)
第〇条 市民は、自らの責任において、自主的に活動し、まちづくりに参加し、提案することができる。
2 市民は、市政に関する情報の提供を受けるとともに、自らも情報の取得に努める。
3 市民は、等しく行政サービスを受けるとともに、その費用の応分を負担する。
(事務局) 「まちづくりに参加し、提案する」という部分の言葉の繋がりが悪いように思っていますので、ご意見をいただきたいと思えます。
(委員) 書き方については、「権利を有する」というような書き方ではなく、「できる」というように用いていますので、その方が良いと思えます。
(委員) 部会のパート分けでは「市民の権利、責務、役割」というものでしたが、それを並べる必要はありますか。
(事務局) 見出しの話だと思えますが、前回の議論では、本文には権利や責務と使わないが、見出しには使っても構わないというものでした。今回は、「市民の役割と責任」という見出しにしてみました。責務を辞書で引くと、責任と義務とありました。責務という言葉はきつい感じがするのと、また、義務となると「しなければならない」という口調に繋がる印象があったため用いませんでした。
(委員) 第1項は、「提案することができる」ではなく「提案する」と結べばすっきりすると思えますがどうでしょうか。
(委員) 「役割と責任」というと、どちらも責任に近い意味だと思えますが、どうでしょう。プラスとマイナス、表と裏というように権利と義務であったと思えますが、役割と責任とするとどちらも同じような意味にならないでしょうか。
(事務局) 役割を果たすのように、与えられた役割ということになると義務のようなことになりまね。どちらも責任に近いということであれば、役割だけでも良いのでしょうか。
(委員) 権利はどうしますか。
(委員) 権利と義務は、視点を換えれば同じことを言うことになるので、一緒に書くように工夫するということではなかったでしょうか。
(事務局) 見出しについては「市民の権利と義務」でも構わないのですが、見出しは、規定している内容を要約し端的に表す言葉を後で当てはめれば良いので、少し置いておいて、本文が出来上がってから議論していただきたいと思えます。
(委員) 他市を見ると、権利は権利で書き並べ、義務は義務で書き並べているところも多くあります。恵庭市では、一緒に書くという方針が良いのでしょうか。
(委員) 両方を一緒に書けるのであればそれで良いと思えます。第2項と第3項は、両方が書いて

あつてじっくりきますが、第1項がどうもすっきりしません。何何し、何何し、と並べすぎているからでしょうか。
(事務局) 前回までの議論で、自らの発言と行動に責任を持つことを書くこととなりましたが、単体で書くと少し物足りない感じでしたので、第1項の中に盛り込んでみました。つながりが悪い感じはしています。
(委員) 語呂的に強引な感じがします。「自主的に活動し」という行は、「自らの」と重複している印象があります。削っても良いのではないのでしょうか。
(委員) 「自らの責任において、自主的にまちづくりに参加し」ということでどうでしょう。「活動」の方を削っても良いと思います。
(委員) 「自ら」と「自主的」は同じ文字を使っているのに、意味が違っていても重複している印象を持ちます。
(委員) ところで、「自らの責任」とはどういうことでしょうか。
(事務局) 基は、行動と発言に責任を持つという部分です。一般的な法令文だと、「市民は、自発的にまちづくりに参加し、提案することができる。この場合において、市民は、自らの行動と発言に責任を持たなければならない。」というようなツーセンテンスの書き方になると思いますが、「この場合において」としてツーセンテンスで書くのを避けたのですが、その方が意味が通じて分かりやすいというのであれば、そのように修正したいと思います。
(委員) 今聞いた限りでは、くどのような響きではありませんでしたので、その方が良いのかもしれません。
(委員) その方が意味が分かると思います。
(委員) 自分でもなかなかできませんが、行動と発言に責任を持つということをそのまま書くということですね。常識がないと言われたいような行動ということですね。
(事務局) この場合の「まちづくりへの参加」は、「自発的」でよろしいのでしょうか。「自主的」ではなく「自発的」でよろしいのでしょうか。また、後段は「この場合において、市民は、自らの行動と発言に責任を持つものとする。」ということでもよろしいですか。
(委員) 第2項でも「自らも情報を取得」と「自ら」と使っていますが、第1項から続いてくどい印象はないのでしょうか。おかしくはないですが、強調しすぎな感じはしませんか。
(委員) 第2項はこのままで良いと思います。
(委員) 第1項は、「できる」と結んで、第2項は「努める」としています。「努めることができる」のように語尾を統一するようにはしないのでしょうか。
(委員) 語尾の統一は、市民委員会の中で検討すればよいのではないですか。

<p>(事務局) 「できる」と結ぶよう統一するのであれば、書きぶりは変わりますが、「市政に関する情報の提供を受けることができる」とすることもできます。権利としては、情報を受けることができるということですので、その方が分かり良いというのであれば、順番を変えることもできます。資料の末尾に記載してありますが、「受けるとともに」と繋ぐことについては意見をお聞きしたいと思っています。</p>
<p>(委員) これはそのまま良いのではないのでしょうか。市民の権利は、情報の提供を受けるということで、市の責務として情報を提供することなのではないでしょうかから、このままで良いと思います。「受けることができる」とすると消極的な印象です。「受けるとともに」と規定すると、一歩進んだ感じがします。</p>
<p>(石垣委員) そうですね。できると書くと、許可を受けて提供してもらおうような印象を持つかもしれません。</p>
<p>(委員) できるを省くと、自主的にという意味も含んでくるように感じますので、このままで良いと思います。</p>
<p>(事務局) 第3項についても、「行政サービスを受けるとともに」と書いてありますが、第3項についてはどうでしょうか。</p>
<p>(委員) 第3項では、「費用の応分を負担する」とありますが、「応分の負担」については、解説にきちっと書いて説明してください。応分とは何だろうとならないように、負担するわけですから、きちっと説明したほうが良い。</p>
<p>(事務局) 応分というのは、応納というか負担する能力によっても変わってくる場合があるでしょうから、応分というのは必要だと思います。場合によっては、負担していただくべきでない場合もあると思います。</p>
<p>(委員) どこの市でも、条文中に注釈というか解釈を入れているところはありませんね。条例で、条文に解説を入れることはできませんか。</p>
<p>(事務局) 逐条解説を作りますので、条ごとに解説をします。</p>
<p>(委員) 結局、作らなくても、見ただけで分かるのが一番良い。見ただけで分かるように書かれているのが良いと思います。</p>
<p>(事務局) 意味は通じるように書かないとなりません。しかし、適用関係をはっきりさせないとなりませんので、細かい部分の解説が必要になると思います。</p>
<p>(委員) 具体的な規定内容の説明などは必要だろうと思います。行政サービスを受けているという意識を市民は持っているのでしょうか。行政サービスを受けているから応分の負担をすることになります。最近、小中学校の給食を受けているのに費用を支払わない人が多いなどの問題もあって、サービスの対価は支払わなくてはならないということは書いておくべきだと思います。</p>

(委員)	権利がある、しなければならない、というような書き方でないので良いと思います。
(司会)	費用の応分という表現でよいですか。
(事務局)	前回は、他市の規定で用いていた「負担を分任する」という表現を参考に議論しましたが、「分任」の意味を調べたところ、「責任を分かち合う」という意味で、「費用を分担する」という意味は薄いようでしたので、「応分を負担」というようにしました。
(委員)	官庁用語のような難しい言葉は使わない方がいい。分任というのは普段は使わない。応分という言葉はみんな分かると思います。
(委員)	第1項に戻ってしまいますが、「まちづくりに参加し、提案する」という部分ですが、「まちづくりに参加することができる」と「まちづくりを提案することができる」ということを並べたのでしょうか。あるいは、「まちづくりに参加して、そこで何かを提案する」ということなのでしょうか。
(委員)	そうですね。「まちづくりに参加」「まちづくりの提案」なのでしょうか。
(事務局)	提案するということは、まちづくりに参加していることにもなりますね。提案じゃないとすれば、意見を述べるというようなことでしょうか。
(委員)	まちづくりに参加して、その参加した何かに対して提案をするのか、そういうことではなく、全般的なことについて提案するのかどちらでしょうか。
(委員)	何か言うだけというイメージに繋がるのであれば書きたくないですね。
(委員)	まちづくりに関する提案という考え方もありますよね。
(委員)	あると思います。参加はできなくとも、提案だけするということも可能です。
(委員)	大きく考えると、提案するということは、参加していることになると思いますがどうでしょうか。
(委員)	提案だけでも何かの活動に参加しているという意味を持たせられるかということなのではないですか。
(委員)	提案だけでは言いっぱなしになるので、最後に「行動と発言に責任を持つ」ことが付け加わることになると思います。
(事務局)	たたき台の作成イメージは、ひとつが「まちづくりに参加する」で、それとは切り離して別に「まちづくりに関することについて提案する」というものです。読みようによっては別の解釈もできそうですね。
(委員)	参加したり提案したりすることができるというようにも読めます。

(委員)	参加したら提案する、提案したら参加するということになると思うがどうでしょうか。
(委員)	提案は参加に含まれるかもしれませんが、逆はどうでしょう。行事に対して、企画はしてもらうけど協力はするよという場合もあると思います。
(事務局)	提案することについては、参加していると考えても不自然ではないと思います。
(委員)	参加だけにしても良いのではないのでしょうか。
(相坂委員)	括弧書きにするのはどうでしょう。まちづくりに提案も含むということを書くのはどうでしょう。かえってくだいでしょうか。
(委員)	小さい意味で、自分の体を使って直接何かに加わって活動するということではなく、そういう物理的というか空間的なことではなく、市の全体のものに加わっているという意味で参加を説明してはどうでしょう。
(事務局)	提案については、もともとここに書きたいのが権利なので、具体的に提案したり意見を述べるということを表したくて書いています。
(委員)	参加については役割の方でしょうか。
(事務局)	権利と考えて良いと思います。
(委員)	私は、提案の字句は必要ないと思います。参加に提案も含まれているという説明をすれば良いのではないのでしょうか。
(委員)	大きくは含まれるとは思いますが、普通に考えたときに、参加しますということについては、与えられたものに加わるというイメージではないのでしょうか。
(委員)	自分で作ったものに、ではなく、出来上がったものに加わるということですね。目指すのは、自分たちで提案して作り上げたものに加わっていくという方向でしょうか。
(事務局)	少し一般法制的な書き方になりますが、「市民は、自発的にまちづくりに参加し、及び市政に対し提案することができる」というような「、及び」でつなぐこともできるかと思いません。
(委員)	「市政に対し」というのは入れずに、及びだけを付け加えるのはどうでしょうか。それで委員会に諮ってみるということはどうでしょう。
(司会)	それでは他にこの部分で何かないでしょうか。
(委員)	前回話題になっていた項目は、これ以外になかったでしょうか。
(事務局)	市民の方についてはなかったと思います。

(委員)	A 4 横の資料を見るとそうですね。
(事務局)	前回の会議録が手元にありますが、ざっと眺めてみて、「私たち市民は」とする必要はないでしょうということと、権利とか責務という字句は、見出しには用いても本文に用いるのは止めよう、義務を課するような表現は止めようということでしょうか。
(委員)	項目についてはどうですか。
(事務局)	最初に、まちづくりへの参加。参加か参画かということについては、協働のところでは参画を書くので、市民の権利としては参加が良いというものでした。次に、意見を述べる、提案するというのを盛り込みたい。後は情報で、権利としては情報を受け、義務としては情報の取得。他に話題となったのが行政サービスで、わざわざ権利と謳わなくても行政サービスは受けられるのだから書く必要はあるのかというもので、しかし、一方で行政サービスを受けることで対価も支払うのだから、その両方を書けば良いのではないかと思います。
(委員)	まとめつつあるところに発言しますが、市民の定義に入れるかどうかということもありますが、市内で活動する法人や個人という市外の人を増やしたいという意向も含めてこの条文を書いていると思っています。そうすると、市外の人達にとって、この条文はあまり影響がないように思います。その人達が自らが市民であるという立場で読んで、私たちにはどう影響があるのかなあと感じるのではないかと思います。
(委員)	第3項あたりでしょうか。行政サービスを受ける機会が乏しいのかもしれませんが。
(委員)	市民の定義をきちんと理解していれば問題はないと思います。市外の人も市民と捉えていることを理解してもらえれば問題はないのではないのでしょうか。
(委員)	千歳の人が恵庭に来てこの条例を読んだときにどう思うかということでしょうか。
(委員)	私が千歳に行って条例を読んだときに、「市民は」と書かれていたら、自分に関係ないというように思います。
(委員)	どれだけ地域に根付いているかだと思います。ただ千歳に通勤していても、その地域に根付いた活動をしていなければ市民という意識は出てこないと思います。
(委員)	そういう意識を持った人達をどれだけ取り込んでいけるかということも大事です。
(委員)	私が札幌に通勤していた頃、恵庭市政よりも札幌市政の方を強く意識した。どちらに興味があったかと言えば、札幌市政に興味があった。関わりが強いとそうなると思います。
(委員)	行政サービスというと、住民に限られるような印象がありますので、市外の人を含む市民と言っても、市外の人には関係がないような感じです。
(事務局)	恵庭市の行政サービスは、恵庭市の行政区域の中の人にしか与えられません。市の区域にいれば、公園施設を利用するとか有料の体育施設を借りるとかの行政サービスを受けることができます。その場合、応分の費用負担をしてもらうことになりますので、第3項の

規定の適用はあります。前回は話題にしましたが、恵庭市の区域にいれば、急病の際は恵庭市消防の救急搬送を利用できるということです。

(委員) それではこのままで良いのではないのでしょうか。

(委員) 「等しく」というのは削った方が良くと思います。札幌の人が恵庭で倒れたら恵庭の救急車が運ぶというのは分かりますが、数ある行政サービスを等しく与える必要はないのではないのでしょうか。

(事務局) 「平等に」としますか。「平等」だと誤解は少ないのでしょうか。

(委員) 等しくというのは、二人同時に倒れたときに、税金を払っている人は運ぶけど、はらっていない人は運ばないというような差別をしないということではないですか。

(委員) 救急車の話は分かります。そうではなくて、それ以外の行政サービスで、例えばごみ処理だとか下水道だとか介護サービスだとか住民と同じサービスをするのかということ。

(事務局) 行政サービスを受ける権利があるかどうかという点で考えることになります。市外の人には恵庭市の介護サービスを受ける権利がありません。無資格の人にはサービスを提供できません。サービスの対象者に条件がある場合は、条件に合致する人の中では不平等はないのですが、条件に合致しないにまで何かサービスを提供するというものではありません。反対に、条件に合致しない人には等しくサービスを提供しません。等しくというのはそういう意味になります。

(委員) しかし、たたき台のように書くと、市外の人が自分もサービスを受ける権利があるんだと勘違いされないかということです。等しくではない他の言葉はないのでしょうか。

(事務局) 例えば、総合体育館の利用料金は、恵庭市の住民よりも市外の人の方が高くなっています。仮に、住民が100円で市外の人が200円だったとして、これを不平等と考えるのではなく、市外の方は全員平等に200円と考えます。恵庭の方は全員平等に100円ということです。

(委員) 「等しく」で良いのだろうか。勘違いされないだろうか。

(委員) よく男女平等といいますが、男と女は異なりますが、社会的地位という部分で平等と書かれています。すべて均一にするということではありません。

(委員) 勘違いされないかということが心配です。「等しく」というのを削ったらダメですか。

(事務局) 恵庭の人と市外の方が同じサービスを受けられるということではなくて、市外の方は誰であっても市外の方が受けられる行政サービスを受けられるということです。

(委員) おっしゃってる誤解というのは、等しくと書くと、市外の方が恵庭の住民と同じ行政サービスを受けられると誤解するということですね。

(事務局) 恵庭の住民であっても、例えば、利用料が65歳以上は無料というものがありますが、これは、65歳以上だったら全員平等に無料ということで、40歳を無料にしないのは不平等だということではありません。65歳以上の人は皆等しくということです。

(委員) 等しくの意味は分かりました。誤解されないようにできれば良いと思います。

(委員) 解説を工夫して分かりやすくすれば良いのではないのでしょうか。

(司会) それでは、議会の役割と責務に進みたいと思います。

(事務局) たたき台は、前回の議論で上がったものをまとめました。

※たたき台

(議会の役割と責務)

第●条 議会は、市政の重要事項の意思決定をするとともに、市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担う。

2 議会は、その役割を果たすよう改革を推進し、市民及び市とともに協働のまちづくりを進める。

(議員の役割と責務)

第■条 議員は、議会が前条に規定する役割及び責務を果たすことができるよう公正かつ誠実に職務を遂行する。

2 議員は、議会の意思決定にあたっては、議員としての倫理観及び使命感を持って総合的な視点に立って判断しなければならない。

3 議員は、行政課題の調査研究及び市民意見の把握に努め、自らの活動内容を市民にわかりやすく説明しなければならない。

(委員) 夜間議会や移動議会などの話題も出ていたと思いますが、議会改革と考えてよいのでしょうか。また、チェック機能について、「監視し、けん制」という表現以外の表現はないのでしょうか。

(事務局) この部分は、他市の規定ぶりを参考にしました。

(委員) 緊張感を持つことは大事ですが、あまり対立するような立場で書くのにも抵抗があります。議会も協働の担い手でしょうから、一緒にまちづくりを進めるという立場に立つのが良いと思います。

(事務局) けん制という部分では、議会があるから執行機関はおかしなことができないという抑止力を表していると思います。

(委員) けん制するという字句を緊張に変えると文章になりますか。

(事務局) 緊張感を持つというのは、結果としてそうなるということは考えられますが、緊張感を持たなければならないということを定めるのは効果として難しいような気がします。緊張感を持ってなにかをし、というような書き方はあるかもしれません。

(委員)	市には市長は含まれますか。
(事務局)	前回の市民委員会で、委員長からの話にもあった、市長等という表現は分かりづらいという意見から、市長と執行機関を合わせて市と定義するイメージです。
(委員)	市から上がってきた議案の審議を通じてけん制するということなのでしょう。
(事務局)	議会は、100条委員会に代表されるように自治法の規定に基づいた調査権を有していません。そういった権限によって、執行機関が間違っただけをしないか未然に防止していると考えられます。
(委員)	ただ眺めているだけでなく、監視しておかしなことをしたら調査権を発動するよということですね。私は、これで良いと思います。また、「重要事項の意思決定」とありますが、重要事項でないものはどうなのでしょう。
(事務局)	市の意思決定は、議会ばかりでなく執行機関限りでできるものもあります。自治法96条には、議会の議決によって意思決定をしなければならないものが限定列挙されていて、これが重要事項と考えて良いと思います。
(委員)	第1項はこれで良いと思います。市民委員会の意見を聞きたいと思います。
(司会)	第2項はどうでしょうか。
(委員)	「その役割」の「その」は何を指していますか。
(事務局)	「議会」を指します。議会の役割を果たすということです。ここの部分の規定は、いろいろ候補があって、「その役割を果たすために常に改革を進め」なども考えました。
(委員)	「果たすため」と用いると、今は果たしていないという前提に立ってしまいますね。
(委員)	前回の議論のイメージでは、議会は役割を果たしているけれども、改革は進んでいないというものです。役割については果たしているのに、そのために改革というのが繋がらないようにも思います。
(委員)	夜間議会や移動議会などの話ですね。傍聴者も少ないし、情報公開ももっと積極的にという話でした。
(委員)	多くの話題が出ましたが、それらは具体論でした。それをどううまく条文に書けるかということ。市民から、改革を推進といっているが、改革とはなんだと聞かれたときにどう答えたら良いだろうか。私は、議会は、市民に興味を持ってもらえるような議会になってほしい。
(委員)	市民に近いということですね。市民が参加できるような議会ということでしょうか。
(事務局)	改革とはどの市も使っていないようです。

(司会)	かなりインパクトのある言葉です。
(委員)	この部分について解説で改革とはこういうことだと具体論で出たものを書いたらどうだろうか。
(事務局)	書きぶりを変えて似たようなことを書いているのが三笠市で、「市民に信頼される議会の実現に努めなければならない」と書いていて、市民からの信頼が実現されていないことが前提になっているように捉えられます。
(委員)	市民及び市との協働のまちづくりを進めるための改革とするのはどうでしょうか。
(委員)	その方がこれまでの意見に沿っているように思います。
(事務局)	「議会は、市民及び市とともに協働のまちづくりを進める役割を果たすための改革を推進する」とすることで良いですか。協働という部分では、現在は議会はその役割を担っており、この条例によって初めてその役割を担うことになるので、議会も参加してもらい一緒にやっていく。そのための改革をしていくという立場です。
	一同賛成
(司会)	それでは、議員の役割にも進みたいと思います。
(事務局)	第1項ですが、議会という合議体はその役割を果たすためには、議員一人ひとりが公正かつ誠実に職責を果たす必要があるという考えです。
(委員)	意見交換であった会派の話もそうですね。会派に縛られて議員個人の考えが見えない。会派のための採決ではなく、議会の意思ということを考えてほしい。地方議会に会派は必要なのかという内容だったと思います。
(委員)	自分の考え方をぶつけて議会の中で議論してほしい。そうすることが地方議会の議員の責務だと思います。
(委員)	個人の信条に従ってなどのように、その部分を書き足すことはできないでしょうか。
(委員)	倫理観や使命感という言葉に含蓄されると思います。だいたい盛り込まれていると思います。調査研究は、議会ではなく議員で良かったですか。
(事務局)	前回の議論では、議会の部分でも出てきましたが、議員さんに対して自己研鑽や資質の向上などを期待したいという話題から、調査研究は議員に求めたいというものでした。
(委員)	会派で調査することもあるかもしれませんが、議員さん個人個人が常に調査研究していただきたいと思います。
(委員)	委員会で市側に何でも質問するのではなく、委員会は議員同士が議論をする場だから、委員会の議論に必要な情報はあらかじめ担当のところに行って聞いてくれば良いという話か

ら、議員に調査研究をしてほしいということになったと思います。

(司会) たたき台の内容で良いですか。

(委員) だいたい良いと思います。

(事務局) 後1回部会があるので、それまでの間にまた座りの良い文章があれば出していただきたい
と思います。次回で成案化したいと思います。

(委員) 時間があるようですので、市民の権利のところで見出しをどうするかを決めたいと思いま
す。

(委員) 恵庭市の書きぶりだと、役割と置くだけで良いのではないのでしょうか。他市の書き方だと、
権利と責任を分けて書いているので、そういう見出しになると思います。

(委員) いいですね。

(委員) 他の部会との兼ね合いもあると思います。

(事務局) B部会では、明後日最終の3回目を開催します。そこで市長の責務、職員の責務を書き
ますが、「市長の役割」「職員の役割」に統一して書けないか諮ってみます。

(委員) 分かりやすくなると思います。

(委員) 他の部会にも話をして統一したらどうでしょう。

(事務局) 他の部会でも提案します。

(委員) ひとつ考えたいのは、議員は選挙で選ばれますので、市が市政を執行し、それを議会がチ
ェックするという流れの中では、市民は議員を選ぶ目を養うというか、投票する人を正しく選
ぶというようなことは書けないでしょうか。

(事務局) すると、市長についてもそうですね。「恵庭市長及び恵庭市議会議員を選挙する市民は」
ということで市民のところに書くということですね。市長や議員に責務を求めるのであれば、
そもそもその人を選んだのは市民だという立場ですね。

なかなか斬新な意見だと思います。素案があれば提供してください。

(司会) それでは本日の会議はこれで終了します。大変お疲れ様でした。